定款変更につき通知公告

当社は、平成二十一年十一月二十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十一年十一月二日

札幌市北区北一八条西六丁目三番一〇号

株式会社マイクロフィッシュ

代表取締役　皆川　映

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十一年十一月十八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十一年十一月二日

東京都港区赤坂二丁目一七番一二号

国際自動車株式会社

代表取締役　菅原　信一

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十一年十一月十八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十一年十一月二日

東京都港区赤坂二丁目一七番一二号

ケイエムリーシング株式会社

代表取締役　藤森　健悦

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十一年十一月十八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十一年十一月二日

東京都中央区新川二丁目二〇番一〇号

株式会社白樺自動車

代表取締役　石﨑　好彦

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十一年十一月十八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十一年十一月二日

横浜市南区六ッ川三丁目一三番地の六

ケイエム国際タクシー株式会社

代表取締役　長田　正人

株式交換につき通知公告

左記会社は株式交換により乙はその発行済株式の全部を甲に取得させ、甲はこれを取得することにいたしましたので公告します。

なお、効力発生日は平成二十一年十二月三日です。

平成二十一年十一月二日

東京都千代田区神田紺屋町七番地

（甲）三喜産業株式会社

代表取締役　青木　義治

東京都千代田区神田紺屋町七番地

（乙）株式会社三峰空調

代表取締役　青木　義治

株式併合につき株券提出公告

当社は、株式七株を一株に併合することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十一年十二月十一日までに当社にご提出ください。

平成二十一年十一月二日

宮城県大崎市古川桜ノ目字新高谷地一六番地の一　古川エヌ・デー・ケー株式会社

代表取締役　野邊地明雄

限定承認公告

本籍東京都練馬区錦二丁目二二一番地、最後の住所東京都練馬区錦二丁目四番二一号

被相続人　亡　塚田さち代

右被相続人は平成二十一年九月二日死亡し、その相続人は平成二十一年十月十九日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十一月二日

東京都練馬区錦二丁目四番二一号

限定承認者　塚田　真史

東京都港区赤坂一丁目九番一五号日本自転車会館二号館五階畑・植松法律事務所

右代理人　弁護士　金澤　恭子

限定承認公告

本籍東京都世田谷区下馬四丁目一九番地、最後の住所東京都世田谷区下馬四丁目一五番一四号

被相続人　亡　神定福三郎

右被相続人は平成二十一年四月九日死亡し、その相続人は平成二十一年十月二十一日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十一月二日

東京都世田谷区下馬四丁目一五番一四号

相続財産管理人　神定八重子

限定承認公告

本籍新潟県妙高市大字上堀之内一〇六番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　吉越　清

右被相続人は平成二十一年九月八日死亡し、その相続人は平成二十一年十月二十二日新潟家庭裁判所高田支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十一月二日

新潟県妙高市大字上堀之内一〇六番地

相続財産管理人　吉越　健

限定承認公告

本籍愛知県尾張旭市東本地ヶ原一〇一番地六、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　斉藤　君代

右被相続人は平成二十一年七月二日死亡し、その相続人は平成二十一年十月十九日名古屋家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十一月二日

愛知県尾張旭市東本地ヶ原一〇一番地六

限定承認者　斉藤　修

限定承認公告

本籍茨城県取手市新町二丁目二番、最後の住所茨城県取手市新町二丁目二番八―一三〇一号

被相続人　亡　高桑　澄子

右被相続人は平成二十一年七月十四日死亡し、その相続人は平成二十一年十月二十五日水戸家庭裁判所龍ケ崎支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十一月二日

愛知県日進市浅田町上小深田三番地五二

相続財産管理人　髙桑　誠一

限定承認公告

本籍愛知県刈谷市小垣江町東竜一番地三〇、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　杉浦　常夫

右被相続人は平成二十一年七月二十三日死亡し、その相続人は平成二十一年十月九日名古屋家庭裁判所岡崎支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十一月二日

愛知県半田市新池町二丁目二〇五番地の六

相続財産管理人　杉浦　好彦

限定承認公告

本籍兵庫県尼崎市浜三丁目一九九番地、最後の住所三重県桑名市大字東方二番地

被相続人　亡　村井　富子

右被相続人は平成二十一年八月五日死亡し、その相続人は平成二十一年十月十六日津家庭裁判所四日市支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十一月二日

三重県桑名市大字東方二番地

相続財産管理人　村井　茂男

訂正公告

平成二十一年十月二十六日（号外第二二七号）掲載の新設分割公告及び第三期決算公告（枠組）中、「当社の保険業務事業に関する権利義務」とあるは「当社の不動産の売買、賃貸、管理並びに仲介業務に関する権利義務」の誤りにつき訂正します。

これに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十一年十一月二日

大阪市天王寺区上本町六丁目三番三一号

ハイハイタウン九〇一号

株式会社L・Pエージェント

代表取締役　森山　初子

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　十一月二日付第二三三号一

二八ページ●同日付政府調達第二〇一号六四ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）